

福岡地方裁判所委員会（第2回）議事概要

1 開催日時

平成16年1月26日午後2時00分～午後5時00分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

近藤敬夫委員長，夏樹静子副委員長

石村一枝委員，上田静生委員，狩野啓子委員，古賀靖子委員，田代俊一郎委員，田邊宜克委員，谷敏行委員，信田昌男委員，波多江重則委員，福島康夫委員，牧真千子委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，川本章民事首席書記官，鶴田一夫刑事首席書記官，梶井宏一福岡簡易裁判所庶務課長

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

永田昌敏総務課長，黒岩康彦総務課課長補佐，東孝賢庶務第一係長

4 議事

(1) 議事の公開について

ア 委員会の議事そのものについては，当面の間公開しないこととする。主要な意見は次のとおり。

- ・ 市民の声を活かしていくためにも，一般規則制定諮問委員での議論のとおり，本委員会は議事そのものを公開することが求められており，公開するのを原則として，議論するテーマ等によっては公開しないこともできるとすべきではないか。
- ・ 議事そのものを公開すると，自由闊達に意見を述べるのに躊躇を覚える。原則として非公開とし，議論するテーマ等によっては公開することとして

はどうか。

- ・ 委員が意見を述べることに躊躇するようでは本委員会の目的を達しない。議事を公開することに抵抗がある委員がいるのであれば、当面の間、議事そのものの公開は差し控えた方が良いのではないか。

イ 議事録の作成については、議事の内容を要約した議事概要を作成することとし、発言者については委員長、副委員長、法曹三者、学識経験者のいずれが発言したかわかる程度に特定することとする。議事概要の内容の程度については、第1回と今回の議事概要を庶務で作成し、委員長と副委員長で確認、修正の上、次回の委員会で各委員に諮ることとする。

なお、作成した議事概要はインターネット上のホームページに掲載する。

おって、主要な意見は次のとおり。

- ・ 発言者の氏名を示して、その発言内容を逐一記載したものを作成することになると、議事そのものを公開していることと変わらないのではないか。
- ・ 発言者の氏名を示すことまでは不要であるが、議事の流れを伝えるためにも発言者の属性（委員長、副委員長、法曹三者、学識経験者）は示した方が良いのではないか。
- ・ 委員会の結果が一覧することができ、問題提起、意見、まとめといった一連の流れが分かるものであればよいのではないか。

(2) 意見交換等（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員）

□ 「裁判所を良く知ってもらうためにはどうしたらよいか。」というテーマで意見交換をすることとなったが、事前に各委員からいただいた意見も参考にして、意見交換に入る前に、裁判所の担当者から福岡地裁の広報や受付相談窓口の実情について説明してもらうこととしたいと思うが意見はないか。

（委員了承）

（総務課長から「福岡地方裁判所の広報」について説明）

（民事首席書記官及び福岡簡易裁判所庶務課長から「福岡地方裁判所及び福岡

簡易裁判所の受付相談窓口」について説明)

- 小規模な支部や簡易裁判所では、今説明のあったようないろんな部署があるわけではなく、全職員が一つの事務室で執務していて、それぞれの相談の内容に沿って書記官が対応している。

裁判所には、問題を解決するための多くの手続があるが、その中からその問題の解決に最も適した手続を選択しなければ良い結果は得られない。したがって、当事者がどの手続を選択するかが重要となってくる。

- ◎ 管内の裁判所においても、本庁や福岡簡易裁判所と同様の窓口対応がされているのか。

(裁判所) 窓口の形態は異なるが、どの裁判所においても、受付相談の内容については同様である。

- ◎ 受付相談の在り方について意見交換していく上では、委員が実際に窓口に行って体験してもらう必要があるのではないか。

- そもそも裁判所というところは、市民が切符を買ってバスに乗るがごとく、市民が身近に感じなければならないところなのか。

- ◎ 多くの人が裁判所に縁遠いのは当然で、裁判所がいざ必要となったときに必要な対応ができていないかが問題ではないか。

- 今は縁遠く感じていても、いつ交通事故等に遭って裁判の当事者になるとも限らない。

- そもそも、一般の人が何か問題が起きたときに裁判所に行こうと考えるだろうか。

- ◎ 裁判所をよく知ってもらうということには、一般の人がその抱えている問題を解決するための機関としての裁判所に行きやすくするためのものと、今後導入される裁判員制度の円滑な運営のためという二つの側面があると思う。

- △ 裁判所では対応できないような内容の相談で裁判所を訪れる人はどのくら

いいのだろうか。

- ◎ 裁判所だけでなく、警察や検察庁や弁護士会にも、直接対応できない内容の問題を抱えて相談に来る例は相当数あると思われる。現在議論されている司法ネットワークの問題とも絡むが、その中で、裁判所がどのくらいのことをできるかという問題ではないか。

(裁判所) 裁判所の窓口では、その立場上、中身まで踏み込んだ法的な判断を与えることはできず、専ら相談されたトラブル解決に相応しいと思われる手続を説明する範囲に限られる。中身の話についても、この手続の説明に必要な限りで何うこととなる。

- ◎ トラブルというものは様々であり、その解決のためには様々な相談窓口が必要である。相談者の側からすると、トラブル全体の総合窓口のようなものを考える必要がある。

- 一般市民の権利の自覚が薄いことも、裁判所が遠い存在である一要因であり、一般市民にも啓蒙が必要とされているのではないか。

- そうすると、何ら問題を抱えていない人に対する模擬裁判の体験等一般市民の啓蒙のための広報と、トラブル解決の必要に迫られている一般市民への広報、更には一般市民がトラブルの解決方法として裁判所の手続を利用しようと思うきっかけとしての広報とは、その在り方が異なるのではないか。

5 次回の日程等

第3回 3月2日(火) 午後1時30分 福岡地方裁判所小会議室